不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>実費の徴収</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>予防接種法第２８条
　第５条第１項又は第６条第３項の規定による予防接種を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>いきいき健康部保健センター健康計画係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td>予防接種法施行令（昭和２３年政令第１９７号）第３３条
　法第２８条の実費とは、薬品費、材料費及び予防接種を行うため臨時に雇われた者に支払う経費をいう。
２　法第５条第１項の規定による予防接種であってＡ類疾病に係るものを行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者の負担能力、地域の実情その他の事情を勘案して、当該予防接種について、法第２８条本文の規定により実費を徴収するかどうかを決定するとともに、徴収する場合にあっては徴収する者の基準及び徴収する額を定めるものとする。</td></tr>
<tr><td>基　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>未設定（法令の規定により基準が言い尽くされているため）</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>